公　告

諸　事　項

猪名川土地改良区連合の定款変更の認可の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第30条第２項、第124条及び第136条の４の規定に基づき、大阪府及び兵庫県の区域の一部を地区とし、大阪府豊中市に事務所を有する猪名川土地改良区連合から申請のあった定款変更は、令和７年５月13日に認可したので、同法第84条において準用する同法第30条第３項、第124条及び第136条の４の規定により公告する。

令和７年５月30日

近畿農政局長　相本　浩志

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告